



AJISU

1983
No.135 3/20

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行
山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 4111番代 754-12

印刷 よしの印刷株式会社



5つの誓いで交通安全を!!

井小交通少年団が結成

3月1日、井関小学校の全児童230人による交通少年団の結成式が同校講堂で行われました。

この交通少年団結成の目的は、交通事故が起きないように交通道德を守ろうというもので、吉敷郡内で4番目、本町では初めての結成。

式では、山口南ロータリークラブから、立派な団旗や安全旗などが贈られたあと、団員となった児童たちが「交通事故0(ゼロ)」をめざして次の5つの実行目標を発表、お互いに安全を誓い合いました。

1、わたしたちは、道路の右はしを正しく歩き、道路へのとび出しません。

1、わたしたちは、道路や危険なところでは遊びません。

1、わたしたちは、道路や車の前後を横ぎるときは、必ず左右を確めます。

1、わたしたちは、自転車についてのきまりを守り、安全な乗り方をします。

1、わたしたちは、きまりを守り、礼義正しい子どもになります。

しかし子どもの場合、新しい環境への適応力がなかなか伴いません。

そのため、新入学児童が交通事故にあうことが心配されます。入学を前に、ご家庭でぜひ交通ルールやマナーについて、お子さんと具体的な話し合いをしてみてはいかがでしょうか。気づきを記してみました。

事故防止は
家族ぐるみの話し合いから

新入学児童の交通安全



（みんなで仲よく登校、役場前の交差点で）

▼雨の日は身軽で明るい服装をさせましょう。

入学前に、子どもと通学路を歩き、横断歩道の正しい渡り方や信号の見方、標識の意味などを勉強し合いましょう。

▼下校時は道草をさせないよう
にしましょう。

入学当初の子どもは、新しい環境の中でいろいろなことに神経を使い、疲れています。睡眠不足で朝寝坊しないよう、夜は寝る前に翌日の準備をさせ、忘
忘れ物をしたため、途中であわてて取りに帰る道で、事故にあつケースが多いようです。夜寝る前に翌日の準備をさせ、忘

- ▼登校時間に余裕を持たせましょう。
- ▼明日の準備は寝る前にさせましょ。
- ▼心かけていただきたい点をあげてみましょう。

お母さん 気を付けてあげましょう

子供の交通事故防止

子どもの行動特性……
ボールが道路に転がり出ると、つい走り出してしまつというようすに、子どもは一つのことに気が向くと、周囲のものが目に入らなくなります。また、手を上げると車は必ず止まるというように、物事を単純にしか理解できません。

- ▼車を発進させたり、後退するときは、周囲に子どもがいるのかどうか再確認を。
- ▼左折するときは、左側に自転車に乗った子どもや歩行者がいるいか確認を。

子どもを交通事故から守る
は、ドライバー一人ひとりの
意と協力が何よりも必要で
ます、子どもの行動の特性
知つてください。子どもには
のよくな特性がありますから
運転中、子どもの姿を見かけ
ら十分ご注意を。

子どもの行動特性を知り 交通事故を防ごう



子どもは物陰で遊ぶのが大好きです。特に停車している車の陰で遊ばないように、よく言い聞かせてください。不意に飛び出すと大変危険です。

子どもは、大人や年上の子のまねをする傾向があります。正しい交通ルールを教えるためには、ふだんから母親が良いお手本となるよう心がけることです。それが、子どもを交通事故から守る大きな力となるのです。

ご存知ですか

クーリング・オフ



セールスマンから言葉たまみに商品をすすめられ、十分に考える余地もないまま契約をしてしまい、トラブルを生ずるケースが後を断ちません。県の消費生活センターへ持ち込まれる相談の中でもこの種の内容が多いようです。

こうしたトラブルから消費者を保護するため、特別に認められている制度がクーリング・オフです。

◎頭を冷やして冷静に考える期間＝クーリング・オフ

クーリング・オフとは、訪問販売などで売買契約の申し込みや契約が結ばれた日を含め、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度のこと。こ

れは、購入者が販売業者に契約を解除するなどの旨の書面を出すことによって、効力が発生します。

クーリング・オフの期間は右の表のとおりです。

たとえば、訪問販売の場合、契約の日を含めて四日以内であれば、このクーリング・オフ制度が適用でき、無条件で解約できます。

クーリング・オフの期間を経過すると、一般的には合意による解約となり契約の解除は難しくなります。また、販売業者がたとえ解約に応じても、損害賠償や違約金を支払わねばなりません。

△化粧品や健康食品などの消耗品で、一部を「使用」または「消費」するとクーリング・オフができなくなる旨を告げられているにもかかわらず、「使用」または「消費」した場合

△代金を全額払った場合

△現金購入の場合、迷いがあるときは値段の安い商品であつても即金買いをしないようにしましょう。

●訪問販売のことなどで困つたら、なるべく早く山口県消費生電話山口(24)0九九九)に連絡を。

不動産を取得したら申告を

無にかかわらず六十日以内に県税事務所に申告しなければならないことになっています。

特に、住宅控除などの軽減措置を受けようとする場合には、この期間内に申告しないと控除

が受けられなくなりますのでご注意を。

申告用紙は県税事務所直税第

クーリング・オフの期間	
訪問販売・生命保険など	4日以内
マルチ商法	14日以内 (ネズミ講式商法)
宅地建物取引	5日以内

クーリング・オフ

△契約書にクーリング・オフ制度のことが書かれていないと

△販売業者が契約書面などを交付しなかつたとき

△契約書にクーリング・オフ制度のことが書かれていないと

△契約者が未成年のとき

△販売業者が契約書面などを交

付しなかつたとき

△契約書にクーリング・オフ制

度のことが書かれていないと

</

